

改 正 案	現 行
(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備) 第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 (表略) 一 一般的条件 イ ホ (略) ヘ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、<u>①に掲げる基地局を含む。</u>)と一<u>又は複数の</u>陸上移動局(<u>基地局へ送信する場合にあつては、②に掲げる陸上移動局を含む。</u>)との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。 <u>① 基地局</u> <u>ア シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの</u> <u>イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局</u> <u>② 陸上移動局</u> <u>ア シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの</u> <u>イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局</u> ト (略)	(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備) 第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 (表略) 一 一般的条件 イ ホ (略) ヘ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、<u>次に掲げる</u>基地局を含む。)と一の陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。 <u>① シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの</u> <u>② 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局</u> ト (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、~~基地局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。~~

ロ・ハ (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三〜五 (略)

3・4 (略)

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ホ (略)

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、①に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、②に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

① 基地局

ア シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ・ハ (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三〜五 (略)

3・4 (略)

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ホ (略)

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。）と一の陸上移動局との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

① シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

- イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

- ア シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

- イ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト (略)

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

- 二 キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

- (2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト (略)

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

- 二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

六 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

（表略）

4 〽 6 （略）

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

六 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

（表略）

5 〽 6 （略）

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム

の基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ニ (略)

ホ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局を含む。）の間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

ベ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値の総和

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ・ハ (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲

の基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ニ (略)

ホ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。）と一の陸上移動局の間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ・ハ (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲

げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三 送信装置の空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

五 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

４～７ （略）

別表第二号（第６条関係）

第１～１１ （略）

第１２ 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並

げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

４～７ （略）

別表第二号（第６条関係）

第１～１１ （略）

第１２ 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並

びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

(1) (略)

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信の中継するもの

ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

エ チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz

2・3 (略)

4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1)～(3) (略)

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

エ チャンネル間隔が20MHzのもの(3.4GHzを超え3.6GHz

びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

(1) (略)

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信の中継するもの

ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

エ チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz

2・3 (略)

4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1)～(3) (略)

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

エ チャンネル間隔が20MHzのもの(3.4GHzを超え3.6GHz

以下の周波数の電波を送信するものに限る。) 20MHz

オ 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからエまでに定める値

(5) (略)

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

(3) チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

(4) チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz

(5) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

(6) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル幅に応じて(1)から(4)までに定める値

第13～51 (略)

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

以下の周波数の電波を送信するものに限る。) 20MHz

オ 陸上移動局の無線設備であつてキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの 総務大臣が別に告示で定める値

(5) (略)

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

(3) チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

(4) チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz

(5) 陸上移動局の無線設備がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合 総務大臣が別に告示で定める値

第13～51 (略)

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 チャンネル間隔が 2. 5 MHz の無線設備 2. 5 MHz
- 2 チャンネル間隔が 5 MHz の無線設備 5 MHz
- 3 チャンネル間隔が 1 0 MHz の無線設備 1 0 MHz
- 4 チャンネル間隔が 2 0 MHz の無線設備 2 0 MHz

5 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

6 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル幅に応じて 1 から 4 までに定める値

第53～第70 （略）

- 1 チャンネル間隔が 2. 5 MHz の無線設備 2. 5 MHz
- 2 チャンネル間隔が 5 MHz の無線設備 5 MHz
- 3 チャンネル間隔が 1 0 MHz の無線設備 1 0 MHz
- 4 チャンネル間隔が 2 0 MHz の無線設備 2 0 MHz

第53～第70 （略）